

のうち当該法人の当該組合事業に係る出資の価額又は当該信託の信託財産の帳簿価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額（当該組合事業又は当該信託財産に帰せられる損益が実質的に欠損とならないと見込まれるものとして政令で定める場合に該当する場合には、当該組合等損失額）に相当する金額（第三項第四号において「組合等損失超過額」という。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 確定申告書等を提出する法人が、各事業年度において組合等損失超過合計額を有する場合には、当該組合等損失超過合計額のうち当該事業年度の当該法人の組合事業又は信託（当該組合等損失超過合計額に係るものに限る。）による利益の額として政令で定める金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 一 三 省略

四 組合等損失超過合計額 前項の法人の当該事業年度の直前の事業年度（連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該連結事業年度。以下この号において「前事業年度等」という。）以前の各事業年度における組合等損失超過額（連結事業年度に該当する事業年度にあつては、第六十八条の百五の二第一項に規定する連結組合等損失超過額）のうち、当該組合等損失超過額につき第一項の規定の適用を受けた事業年度（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結事業年度。以下この号において「適用年度」という。）から前事業年度等まで連続して法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（以下この号において「確定申告書」という。）の提出（前事業年度等までの連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による同条第三十二号に規定する連結確定申告書（以下この号において「連結確定申告書」という。）の提出）をしている場合（適用年度が前事業年度等である場合には、当該適用年度の確定申告書の提出（当該適用年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしている場合）における当該組合等損失超過額を、各組合事業又は各信託ごとに合計した金額（前項の規定により前事業年度等までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（第六十八条の百五の二第二項の規定により前事業年度等までの各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、

業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 確定申告書等を提出する法人が、各事業年度において組合等損失超過合計額を有する場合には、当該組合等損失超過合計額のうち当該事業年度の当該法人の組合事業（当該組合等損失超過合計額に係るものに限る。）による利益の額として政令で定める金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 同上

#### 一 三 同上

四 組合等損失超過合計額 前項の法人の当該事業年度の直前の事業年度（連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該連結事業年度。以下この号において「前事業年度等」という。）以前の各事業年度における組合等損失超過額（連結事業年度に該当する事業年度にあつては、第六十八条の百五の二第一項に規定する連結組合等損失超過額）のうち、当該組合等損失超過額につき第一項の規定の適用を受けた事業年度（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結事業年度。以下この号において「適用年度」という。）から前事業年度等まで連続して法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（以下この号において「確定申告書」という。）の提出（前事業年度等までの連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（以下この号において「連結確定申告書」という。）の提出）をしている場合（適用年度が前事業年度等である場合には、当該適用年度の確定申告書の提出（当該適用年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしている場合）における当該組合等損失超過額を、各組合事業ごとに合計した金額（前項の規定により前事業年度等までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（第六十八条の百五の二第二項の規定により前事業年度等までの各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの損金の額

これらの損金の額に算入された金額を控除した金額)をいう。

- 4 前項に定めるもののほか、法人が自己を合併法人とする適格合併により特定組合員又は特定受益者に該当する被合併法人の組合契約に係る組合員又は信託の受益者たる地位の承継をした場合における第一項の規定の適用に関する事項その他同項又は第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

## 第六十七条の十三 省略

### 2 省略

- 3 前項に規定する組合損失超過合計額とは、当該法人の当該事業年度の直前の事業年度(連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。)以前の各事業年度における組合損失超過額(連結事業年度に該当する事業年度にあつては、第六十八条の百五の第三項に規定する連結組合損失超過額)のうち、当該組合損失超過額につき第一項の規定の適用を受けた事業年度(同条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結事業年度。以下この項において「適用年度」という。)から前事業年度等まで連続して法人税法第二十三条第一号に規定する確定申告書(以下この項において「確定申告書」という。)の提出(前事業年度等までの連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による同条第三十二号に規定する連結確定申告書(以下この項において「連結確定申告書」という。)の提出)をしている場合(適用年度が前事業年度等である場合には、当該適用年度の確定申告書の提出(当該適用年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出)をしている場合)における当該組合損失超過額を、各組合事業ごとに合計した金額(前項の規定により前事業年度等までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額(第六十八条の百五の第三項の規定により前事業年度等までの各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。))がある場合には、これらの損金の額に算入された金額を控除した金額)をいう。

### 4 省略

#### (特定目的会社に係る課税の特例)

第六十七条の十四 資産の流動化に関する法律(以下この項において「資産流動化法」という。)第二条第三項に規定する特定目的会社(以下この条において「特

に算入された金額を控除した金額)をいう。

- 4 前項に定めるもののほか、法人が自己を合併法人とする適格合併により特定組合員に該当する被合併法人の組合契約に係る組合員たる地位の承継をした場合における第一項の規定の適用に關する事項その他同項又は第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

## 第六十七条の十三 同上

### 2 同上

- 3 前項に規定する組合損失超過合計額とは、当該法人の当該事業年度の直前の事業年度(連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。)以前の各事業年度における組合損失超過額(連結事業年度に該当する事業年度にあつては、第六十八条の百五の第三項に規定する連結組合損失超過額)のうち、当該組合損失超過額につき第一項の規定の適用を受けた事業年度(同条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結事業年度。以下この項において「適用年度」という。)から前事業年度等まで連続して法人税法第二十三条第一号に規定する確定申告書(以下この項において「確定申告書」という。)の提出(前事業年度等までの連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書(以下この項において「連結確定申告書」という。)の提出)をしている場合(適用年度が前事業年度等である場合には、当該適用年度の確定申告書の提出(当該適用年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出)をしている場合)における当該組合損失超過額を、各組合事業ごとに合計した金額(前項の規定により前事業年度等までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額(第六十八条の百五の第三項の規定により前事業年度等までの各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。))がある場合には、これらの損金の額に算入された金額を控除した金額)をいう。

### 4 同上

#### (特定目的会社に係る課税の特例)

第六十七条の十四 同上

定目的会社」という。)のうち第一号に掲げる要件を満たすものが支払う利益の配当(資産流動化法第十五条第一項に規定する金銭の分配を含む。以下この項及び第四項において同じ。)の額(法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。以下この項及び第四項において同じ。)で第二号に掲げる要件を満たす事業年度(以下この項において「適用事業年度」という。)に係るものは、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の配当の額が当該適用事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 次に掲げるすべての要件

イ 省略

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) その発行(当該発行に係る金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が、同項に規定する取得勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。)をした特定社債(資産流動化法第二条第七項に規定する特定社債(同条第八項に規定する特定短期社債を除く。))をいう。以下この項において同じ。)の発行価額の総額が一億円以上であるもの

(2) その発行をした特定社債が金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家(以下この号において「適格機関投資家」という。)のみによつて引き受けられたもの

(3) その発行をした優先出資(資産流動化法第二条第五項に規定する優先出資をいう。以下この号において同じ。)が五十人以上の者によつて引き受けられたもの

(4) その発行をした優先出資が適格機関投資家のみによつて引き受けられたもの

ハ その発行をした特定社債及び優先出資に係るそれぞれの募集が主として国内において行われるものとして政令で定めるものに該当するものであること。

二 省略

二 次に掲げるすべての要件

イハ 省略

二 当該事業年度終了の時に法人税法第二条第十号に規定する同族会社

一 同上

イ 同上

ロ 同上

(1) その発行(当該発行に係る証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が、同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。)をした特定社債券(資産流動化法第二条第九項に規定する特定社債券(同条第八項に規定する特定短期社債につき発行をした債券を除く。))をいう。以下この項において同じ。)の発行価額の総額が一億円以上であるもの

(2) その発行をした特定社債券が証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家(以下この号において「適格機関投資家」という。)のみによつて引き受けられたもの

(3) その発行をした優先出資証券(資産流動化法第二条第九項に規定する優先出資証券をいう。以下この号において同じ。)が五十人以上の者によつて引き受けられたもの

(4) その発行をした優先出資証券が適格機関投資家のみによつて引き受けられたもの

ハ その発行をした特定社債券及び優先出資証券に係るそれぞれの募集が主として国内において行われるものとして政令で定めるものに該当するものであること。

二 同上

二 同上

イハ 同上

二 当該事業年度終了の時に法人税法第二条第十号に規定する同族会社

のうち政令で定めるものに該当するもの（前号ロ(1)又は(2)に該当するものを除く。）でないこと。

ホ 当該事業年度に係る利益の配当の支払額が当該事業年度の配当可能所得の金額として政令で定める金額（当該特定目的会社が特定社債を発行している場合には、当該金額から政令で定める金額を控除した金額）の百分の九十に相当する金額を超えていること。

ヘ・ト 省略

2 特定目的会社に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十三条第一項	省略	省略
第六十六条第二項	省略	省略
第六十七条第一項	となるもの（資本金の額又は出資金の額が一億円以下であるものを除く。）	となるもの
第六十九条第一項	省略	省略
第六十九条第八項	省略	省略

3 8 省略

（投資法人に係る課税の特例）

第六十七条の十五 投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「投資法人法」という。）第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる要件を満たすものに限る。）が支払う投資法人法第三十七条第一項の規定による金銭の分配のうち利益の配当から成る部分の金額（法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。以下この条において「配当等の額」とい

に該当するもの（前号ロ(1)又は(2)に該当するものを除く。）でないこと。

ホ 当該事業年度に係る利益の配当の支払額が当該事業年度の配当可能所得の金額として政令で定める金額（当該特定目的会社が特定社債を発行している場合には、当該金額から政令で定める金額を控除した金額）の百分の九十に相当する金額を超えていること。

ヘ・ト 同上

2 同上

同上	同上	同上
同上	同上	同上
第六十七条第五項	特定同族会社（	特定同族会社（特定目的会社を除く。）
同上	同上	同上
同上	同上	同上

3 8 同上

（投資法人に係る課税の特例）

第六十七条の十五 投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「投資法人法」という。）第二条第十九項に規定する投資法人（第一号に掲げる要件を満たすものに限る。）が支払う投資法人法第三十七条第一項の規定による金銭の分配のうち利益の配当から成る部分の金額（法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。以下この条において「配当等の額」とい

う。)で第二号に掲げる要件を満たす事業年度(以下この項において「適用事業年度」という。)に係るものは、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その配当等の額が当該適用事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 次に掲げるすべての要件

イ 省略

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) その設立に際して発行(当該発行に係る金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が、同項に規定する取得勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。)をした投資口(投資法人法第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下この号において同じ。)の発行価額の総額が一億円以上であるもの

(2) 当該事業年度終了の時にあって、その発行済投資口が五十人以上の者によつて所有されているもの又は金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家(政令で定める法人を含む。)のみによつて所有されているもの

ハ・ニ 省略

二 次に掲げるすべての要件

イ 省略

ロ その資産の運用に係る業務を投資法人法第九十八条第一項に規定する資産運用会社に委託していること。

ハ その資産の保管に係る業務を投資法人法第二百八条第一項に規定する資産保管会社に委託していること。

ニ・ト 省略

2 投資法人法第十二項に規定する投資法人(以下この条において「投資法人」という。)に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、投資法人法第十四項に規定する投資口は株式とみなす。

3 投資法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

う。)で第二号に掲げる要件を満たす事業年度(以下この項において「適用事業年度」という。)に係るものは、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その配当等の額が当該適用事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 同上

イ 同上

ロ 同上

(1) その設立に際して発行(当該発行に係る証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が、同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。)をした投資口(投資法人法第二十一条に規定する投資口をいう。以下この号において同じ。)の発行価額の総額が一億円以上であるもの

(2) 当該事業年度終了の時にあって、その発行済投資口が五十人以上の者によつて所有されているもの又は証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家(政令で定める法人を含む。)のみによつて所有されているもの

ハ・ニ 同上

二 同上

イ 同上

ロ その資産の運用に係る業務を投資法人法第九十八条第一項に規定する投資信託委託業者(投資法人法第二百二十三条の三第二項の規定により投資信託委託業者とみなされる同条第一項に規定する認可投資顧問業者を含む。)に委託していること。

ハ その資産の保管に係る業務を投資法人法第二百八条第二項各号のいずれかに該当する法人に委託していること。

ニ・ト 同上

2 投資法人法第十九項に規定する投資法人(以下この条において「投資法人」という。)に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、投資法人法第二十一条に規定する投資口は株式とみなす。

3 同 上

第六十九条第八項	第六十九条第一項		第六十七条第八項		第六十七条第二項		第六十七条第一項	第六十六条第二項	第二十三条第二項		第二条第十号
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	となるもの(資本金の額又は出資金の額が一億円以下であるものを除く。)	省略	省略	省略	会社の株主等
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	となるもの	省略	省略	省略	投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項(定義)に規定する投資法人をいう。以下同じ。)の株主等

同上	同上		同上	第六十七条第五項	同上	同上
同上	同上	同上	同上	特定同族会社(	同上	同上
同上	同上	同上	同上	特定同族会社(投資法人を除く。)	同上	同上

同上	同上		同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十九項(定義)に規定する投資法人をいう。以下同じ。)の株主等

4 投資法人に対するこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第五十七条の第十項	ものを除く	もの並びに投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。第六十一条の四第一項において同じ。）を除く
第六十一条の四第一項	省略	省略
第六十二条の第三項	省略	省略

5～8 省略

4 同上

同上	同上	もの並びに投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。第六十一条の四第一項において同じ。）を除く
同上	同上	同上
同上	同上	同上

5～8 同上

9) その有する資産を主として不動産等（不動産その他の資産で政令で定めるものをいう。以下この項において「不動産等」という。）に対する投資として運用することを目的として設立された投資法人のうちその発行をした投資法人法第二条第二十二項に規定する証券証券が証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されていることその他政令で定める要件を満たすもの（以下この条において「不動産投資法人」という。）が、平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（同条第一項に規定する特定資産が不動産等であるものに限る。以下この項において「特定目的会社」という。）が発行をした優先出資証券（同条第九項に規定する優先出資証券をいう。以下この項及び次項において同じ。）の全部を取得した場合（当該特定目的会社の同条第九項に規定する特定社債券の償還の日（当該償還の日が二以上ある場合には、そのいずれか遅い日）を含む事業年度（以下この項において「償還事業年度」という。）の前事業年度開始の日から当該償還事業年度終了の日までの期間（以下この項において「適用対象期間」という。）内に取得した場合に限る。）には、当該不動産投資法人の当該適用対象期間内の日を含む各事業年度（その取得の日から当該事業年度終了の日（当該事業年

(振替国債の利子等の非課税)

第六十七条の十六 法人税法第四百四十一条第一号に掲げる外国法人が、第五条の二第一項に規定する振替国債又は同項に規定する振替地方債につき支払を受ける利子については、法人税を課さない。ただし、当該利子のうち、当該外国法人の同号に規定する事業を行う一定の場所を通じて国内において行う事業に帰せられるものについては、この限りでない。

25 省略

(農林中央金庫等の合併に係る課税の特例)

第六十八条の二の二 次に掲げる合併で平成十三年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われるものが共同事業合併(当該合併に係る被合併法人の当該合併前に営む主要な事業のうちいずれかの事業と合併法人(法人を設立する合併にあつては、他の被合併法人)の当該合併前に営む主要な事業のうちいずれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件を満たすものをいう。)に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、法人税法第十二号の八八中「共同で事業を営むための合併として政令で定めるもの」とあるのは、「行う租税特別措置法第六十八条の二の二(農林中央金庫等の合併に係る課税の特例)に規定する共同事業合併に該当する合併」とす

度が当該優先出資証券の全部の消却が行われる日又は当該優先出資証券を発行する特定目的会社の残余財産の最後の分配が行われる日を含む事業年度である場合には、当該消却の日又は当該分配の日)まで引き続き当該優先出資証券の全部を保有している場合に限る。)の第一項第二号への規定の適用については、当該特定目的会社は同号へに規定する他の法人に含まれないものとする。

10 前項の規定により不動産投資法人がその優先出資証券の全部を保有する同項の特定目的会社について第一項第二号へに規定する他の法人に含まれないこととされた場合において、当該不動産投資法人が当該各事業年度において支払を受ける当該優先出資証券に係る前条第一項に規定する利益の配当(以下この項において「受取配当」という。)があるときは、同号ホに規定する政令で定める金額のうち当該受取配当に相当する金額として政令で定める金額は、第一項の規定により損金の額に算入される配当等の額に含まれないものとする。

11 第九項の規定の適用を受けた不動産投資法人の配当可能所得の金額の計算その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(振替国債の利子等の非課税)

第六十七条の十六 法人税法第四百四十一条第一号に掲げる外国法人が、第五条の二第一項に規定する振替国債につき支払を受ける利子については、法人税を課さない。ただし、当該利子のうち、当該外国法人の同号に規定する事業を行う一定の場所を通じて国内において行う事業に帰せられるものについては、この限りでない。

25 同上

(農林中央金庫等の合併に係る課税の特例)

第六十八条の三 次に掲げる合併で平成十三年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に行われるものが共同事業合併(当該合併に係る被合併法人の当該合併前に営む主要な事業のうちいずれかの事業と合併法人(法人を設立する合併にあつては、他の被合併法人)の当該合併前に営む主要な事業のうちいずれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件を満たすものをいう。)に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、法人税法第十二号の八八中「共同で事業を営むための合併として政令で定めるもの」とあるのは、「行う租税特別措置法第六十八条の三(農林中央金庫等の合併に係る課税の特例)に規定する共同事業合併に該当する合併」とする。

る。

一 三 省略

四 森林組合と森林組合との合併

五 省略

(資格合併等の範囲に関する特例)

第六十八条の二の三 内国法人の行う合併が特定グループ内合併(次の各号のいずれにも該当する合併をいい、被合併法人の合併前に営む主要な事業のうちいずれかの事業と合併法人の当該合併前に営む事業のうちいずれかの事業との相互に関連することその他の政令で定める要件に該当するものを除く。)に該当する場合には、法人税法第十二号の八イからハまでの規定中「その合併」とあるのは、「その合併(租税特別措置法第六十八条の二の三第一項(資格合併等の範囲に関する特例)に規定する特定グループ内合併に該当するものを除く。)」とする。

一 被合併法人と合併法人との間に特定支配関係があること。

二 被合併法人の株主等(法人税法第十四号に規定する株主等をいう。次項及び次条第二項において同じ。)に同法第十二号の八に規定する合併親法人株式(特定軽減課税外国法人に該当する外国法人の株式(出資を含む。以下この条において同じ。))に限る。)が交付されること。

2 内国法人の行う分割が特定グループ内分割(次の各号のいずれにも該当する分割をいい、分割法人の分割前に営む事業のうち当該分割により分割承継法人において営まれることとなるものと分割承継法人の当該分割前に営む事業のうちいずれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件に該当するものを除く。)に該当する場合には、法人税法第十二号の十一イからハまでの規定中「その分割」とあるのは、「その分割(租税特別措置法第六十八条の二の三第二項(資格合併等の範囲に関する特例)に規定する特定グループ内分割に該当するものを除く。)」とする。

一 分割法人の資産及び負債の大部分が分割承継法人に移転するものとして政令で定める分割であること。

二 分割法人と分割承継法人との間に特定支配関係があること。

三 分割法人の株主等又は分割法人に法人税法第十二号の十一に規定する

一 三 同上

四 森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)第一条の規定により同法第四条第二項の認定を受けて行われる森林組合と森林組合との合併

五 同上

分割承継親法人株式（特定軽課税外国法人に該当する外国法人の株式に限る。）が交付されること。

3| 内国法人の行う株式交換が特定グループ内株式交換（次の各号のいずれにも該当する株式交換をいい、株式交換完全子法人の株式交換前に営む主要な事業のうちいずれかの事業と株式交換完全親法人の当該株式交換前に営む事業のうちいずれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件に該当するものを除く。）に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、法人税法第十二条第十六号から八までの規定中「その株式交換」とあるのは、「その株式交換（租税特別措置法第六十八条の二の第三項（適格合併等の範囲に関する特例）に規定する特定グループ内株式交換に該当するものを除く。）とする。

1| 株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間に特定支配関係があること。  
2| 株式交換完全子法人の株主に法人税法第十二条第十六号に規定する株式交換完全支配親法人株式（特定軽課税外国法人に該当する外国法人の株式に限る。）が交付されること。

4| 内国法人の有する資産又は負債を外国法人に対して移転する現物出資が特定現物出資（内国法人の有する特定外国子法人の株式を当該内国法人に係る特定外国親法人等に対して移転する現物出資をいう。）に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、法人税法第十二条第十四号「次のいずれかに該当する現物出資（一）とあるのは、一次のいずれかに該当する現物出資（租税特別措置法第六十八条の二の第三項（適格合併等の範囲に関する特例）に規定する特定現物出資、」とする。

5| この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一| 特定軽課税外国法人 その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国法人をいう。  
二| 特定支配関係 一方の内国法人と他方の内国法人との間にいずれか一方の内国法人が他方の内国法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式を除く。以下この項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係をいう。

三| 特定外国子法人 外国法人で、その現物出資の日を含む当該外国法人の事業

年度開始の前二年内に開始した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日からその現物出資の日までの期間内のいずれかの時において、居住者（第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。以下この号において同じ。）、内国法人及び特殊関係非居住者（居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある同項第一号の二に規定する非居住者をいう。）が、その発行済株式等の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式を有するものうち、特定軽減課税外国法人に該当するものをいう。

四 特定外国親法人等 外国法人で、内国法人との間に、当該外国法人が当該内国法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係のあるものうち、特定軽減課税外国法人に該当するものをいう。

6 前各項に定めるもののほか、第一項に規定する特定グループ内合併、第二項に規定する特定グループ内分割、第三項に規定する特定グループ内株式交換又は第四項に規定する特定現物出資が行われた場合における法人税法その他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）

第六十八条の三 法人が旧株（当該法人が有していた株式（出資を含む。以下この条において同じ。）をいう。）を発行した内国法人の合併（適格合併に該当しないものに限る。）により合併法人との間に当該合併法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式を除く。第三項において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係として政令で定める関係がある外国法人の株式の交付を受けた場合において、当該外国法人の株式が特定軽減課税外国法人（前条第五項第一号に規定する特定軽減課税外国法人をいう。以下この条において同じ。）の株式に該当するときは、法人税法第六十一条の二第二項（同法第四百二十二条の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 法人が旧株（当該法人が有していた株式をいう。）を発行した内国法人の行った特定分割型分割（分割法人の株主等に分割承継法人に係る特定外国親法人（法人税法第六十一条の二第四項に規定する親法人で特定軽減課税外国法人に該当するものをいう。以下この項において同じ。）の株式以外の資産（当該株主等に対する同条第四項に規定する剰余金の配当等として交付された同項に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。）が交付されなかつた分割型分割（前条第二項第一号に規定する分割で、適格分割型分割に該当しないものに限る。）を

いう。)により分割承継法人に係る特定外国親法人の株式の交付を受けた場合における同法第六十一条の二第四項(同法第四百二十二条の規定により準じて計算する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「交付されなかつたもの」とあるのは、「交付されなかつたもの(租税特別措置法第六十八条の三第二項(特定合併等が行われた場合の株主等の課税の特例)に規定する特定分割型分割に該当するものを除く。)」とする。

3 法人が旧株(当該法人が有していた株式をいう。)を発行した内国法人の行った株式交換(適格株式交換に該当しないものに限る。)により株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある外国法人の株式の交付を受けた場合において、当該外国法人の株式が特定軽減課税外国法人の株式に該当するときは、法人税法第六十一条の二第九項(同法第四百二十二条の規定により準じて計算する場合を含む。)の規定は、適用しない。

4 前三項の規定の適用がある場合の株式の取得価額その他法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)

第六十八条の三の二 法人税法第二十九条の二ホに掲げる特定目的信託(以下この条において「特定目的信託」という。)のうち第一号に掲げる要件を満たすものの利益の分配の額として政令で定める金額(以下この条において「利益の分配の額」という。)で当該特定目的信託に係る受託法人(同法第四条の七に規定する受託法人(第二条の三第三項において準用する同法第四条の七第一号の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。)をいう。次項から第四項までにおいて同じ。)の第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、そ

(株式等を分割法人と分割法人の株主等とに交付する分割の特例)

第六十八条の三の二 分割法人が分割により交付を受ける分割承継法人の株式その他の資産の一部のみを当該分割法人の株主等(法人税法第十四号に規定する株主等をいう。)に交付をする分割が行われたときは、分割型分割と分社型分割の双方が行われたものとみなして、この章の規定(政令で定める規定を除く。)を適用する。

2 前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(特定目的信託に係る課税の特例)

第六十八条の三の三 法人税法第二十九条の二に規定する特定目的信託(以下この条において「特定目的信託」という。)のうち第一号に掲げる要件を満たすものの利益の分配の額として政令で定める金額(以下この項及び第十項において「利益の分配の額」という。)で第二号に掲げる要件を満たす計算期間(同法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。)に係るものは、当該計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の分配の額が当該計算期間の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定め

の利益の分配の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 次に掲げるすべての要件

イ 省 略

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) その発行者（金融商品取引法第五条第五項に規定する発行者をいう。以下この号において同じ。）による受益権の募集が同条第三項に規定する取得勧誘（同項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。）であつて、その受益権の発行価額の総額が一億円以上であるもの

(2) その発行者が行つた受益権の募集により受益権が五十人以上の者によつて引き受けられたもの

(3) その発行者が行つた受益権の募集により受益権が金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家のみによつて引き受けられたもの

ハ その発行者による受益権の募集が主として国内において行われるものとして政令で定めるものに該当するものであること。

二 省 略

イ 当該事業年度終了の時に於いて法人税法第二十条第十号に規定する同族会社に該当しないこと。

ロ 当該事業年度に係る利益の分配の額が当該事業年度の分配可能所得の金額として政令で定める金額の百分の九十に相当する金額を超えていること。

ハ 省 略

2| 特定目的信託に係る受託法人に対する法人税法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「内国法人が受ける」とあるのは、「内国法人（第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託に係る第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。）が受ける」とする。

3| 特定目的信託に係る受託法人に対する法人税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「所得の金額」とあるのは、「所得の金額（租税特別措置法第六十八条の三の二第一項（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）の規定の

る金額を限度とする。

一 同上

イ 同上

ロ 同上

(1) その発行者（証券取引法第二条第五項に規定する発行者をいう。以下この号において同じ。）の発行に係る受益証券の募集が同条第三項に規定する勧誘（同項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。）であつて、その受益証券の発行価額の総額が一億円以上であるもの

(2) その発行者の発行に係る受益証券が五十人以上の者によつて引き受けられたもの

(3) その発行者の発行に係る受益証券が証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家のみによつて引き受けられたもの

ハ その発行者の発行に係る受益証券の募集が主として国内において行われるものとして政令で定めるものに該当するものであること。

二 同上

イ 当該計算期間終了の時に於いて同族特定信託（法人税法第二十九条の三に規定する特定信託のうち、受益権を有する者の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人が有する受益権のその特定信託に係るすべての受益権に対する割合が百分の五十を超えるものとして政令で定めるものをいう。次条第一項第二号イにおいて同じ。）に該当しないこと。

ロ 当該計算期間に係る利益の分配の額が当該計算期間の分配可能所得の金額として政令で定める金額の百分の九十に相当する金額を超えていること。

ハ 同上

2| 特定目的信託の信託財産に帰せられる法人税法第二十三条第一項に規定する配当等の額に係る同法第八十二条の三及び第四百四十五条の三の規定の適用については、同法第八十二条の三第一項及び第四百四十五条の三第一項中「第四十二条」とあるのは、「第二十三条（受取配当等の益金不算入）、第四十二条」とする。

3| 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第八十二条の七（同法第四百四十五条の七において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第八十二条の七第一項中「所得の金額」とあるのは、「所得の金額（租税特別措置法

適用を受ける第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託に係る第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（第八項において「特定目的信託に係る受託法人」という。）にあつては、同法第六十八条の三の二第一項の規定を適用しないで計算した所得の金額」と、同条第八項中「内国法人が外国子会社」とあるのは「内国法人（特定目的信託に係る受託法人を除く。以下この項及び第十一項において同じ。）が外国子会社」とする。

4 特定目的信託に係る受託法人に対する第六十二条の三第三項の規定の適用については、同項中「該当するもの」とあるのは、「該当するもの及び第六十八条の三の二第一項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人が行う譲渡で同項第二号（ロを除く。）に掲げる要件を満たす事業年度において行うもの」とする。

5 法人が受ける特定目的信託の利益の分配の額に係る法人税法第二十三条及び第九十三条の規定の適用については、同法第二十三条第一項中「掲げるもの」とあるのは「掲げるもの及び第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託の租税特別措置法第六十八条の三の二第一項（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する利益の分配の額」と、同法第九十三条第二項第二号中「該当するもの」とあるのは「該当するもの及び第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託の租税特別措置法第六十八条の三の二第一項（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する利益の分配の額」とする。

第六十八条の三の三第一項（特定目的信託に係る課税の特例）の規定の適用がある特定目的信託にあつては、同項の規定を適用しないで計算した所得の金額」とする。

4 第六十一条の四の規定は、特定目的信託の信託財産から支出する同条第三項に規定する交際費等について準用する。この場合において、同条第一項中「各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）」とあるのは「各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。）」と、「交際費等の額（当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額）が一億円以下である法人については、当該交際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額）」とあるのは「交際費等の額」と、「当該事業年度」とあるのは、「当該計算期間」と読み替えるものとする。

5 特定目的信託の受託者である法人が当該特定目的信託の信託財産につき第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等（同号イに規定する土地等の譲渡のうち第一項第二号（同号ロを除く。）に掲げる要件を満たす計算期間において行うものを除く。）をした場合には、当該法人に対して課する特定目的信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、法人税法第八十二条の四及び第四百五条の四その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（第七項の規定の適用があるものを除く。）に係る第六十二条の三第二項第二号に規定する譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

6 第六十二条の三第三項から第十三項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの規定の技術的読替えその他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

7 特定目的信託の受託者である法人が当該特定目的信託の信託財産につき第六十二条第二項第一号に規定する短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対して課する特定目的信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、法人税法第八十二条の四及び第四百五条の四その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る同項第二号に規定する譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

8 第六十三条第三項から第七項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの規定の技術的読替えその他同項の規定

6| 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の法人税法第二  
条第三十一号に規定する確定申告書（次項において「確定申告書」という。）に  
、第一項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載  
及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、  
同項第一号ロ及びハに掲げる要件を満たしていることを明らかにする書類を保存  
している場合に限り、適用する。

7| 省 略

8| 第一項、第二項、第四項及び前二項の規定は、特定目的信託に係る法人税法第  
四七条の七に規定する受託法人（第二条の二第三項において準用する同法第四七条の  
七第二号の規定により外国法人としてこの法律の規定を適用するもので、法人税  
法第四四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当するものに限る。）  
が、同法第四四十二条の規定により同法第四四十一条に規定する国内源泉所得  
に係る所得につき同法の規定に準じて計算する場合について準用する。この場合  
において、第一項中「当該特定目的信託」とあるのは「のうち国内において行  
う事業に係るもので当該特定目的信託」と、第二項中「法人税法第二十三条第一  
項」とあるのは「法人税法第四四十二条の規定により同法第二十三条第一項の規  
定に準じて計算する場合における同項」と読み替えるものとする。

9| 内国法人が受ける前項において準用する第一項の特定目的信託の利益の分配の  
額（以下この項及び次項において「外国特定目的信託の利益分配の額」という。）  
は法人税法第六十九条第八項に規定する配当等の額に該当しないものとみなし  
、同項に規定する外国子会社が受ける外国特定目的信託の利益分配の額は同条第  
十一項に規定する外国孫会社からの配当等の額に該当しないものとみなす。

10| 外国法人が受ける外国特定目的信託の利益分配の額（法人税法第四四十一条第  
一号から第三号までに掲げる外国法人が受けるもの（同条第二号又は第三号に掲  
げる外国法人が受けるものにあつては、その者のこれらの規定に規定する事業に  
帰せられるものに限る。）に限る。）については、同法第三三十八条第五号イに

の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

9| 法人税法第八十二条の十五第一項（同法第四四十五条の八において準用する場  
合を含む。）の規定は、特定目的信託の平成二十年三月三十一日までに終了する  
各計算期間において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、特定目的  
信託の契約の終了の日を含む計算期間の欠損金額については、この限りでない。

10| 法人が受ける特定目的信託の利益の分配の額は、法人税法第二十三条第一項及  
び第九十三条第二項第二号に規定する配当等の額に該当しないものとみなす。

11| 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする計算期間の法人税法第二  
条第三十二号に規定する特定信託確定申告書（次項において「確定申告書」とい  
う。）に、第一項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申  
告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付があり  
、かつ、同項第一号ロ及びハに掲げる要件を満たしていることを明らかにする書  
類を保存している場合に限り、適用する。

12| 同 上

規定する内国法人から受ける剰余金の配当の額とみなして、同法その他法人税に  
関する法令の規定（法人税法第百四十二条の規定により同法第二十三条第一項の  
規定に準じて計算する場合における同項の規定を除く。）を適用する。

11 第六項及び第七項に定めるもののほか、第一項から第五項まで及び前三項の規  
定の適用その他特定目的信託に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人の事  
業年度の所得に対する法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政  
令で定める。

（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）

第六十八条の三の三 特定投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（第一号  
において「投資信託法」という。）第二条第三項に規定する投資信託のうち、法  
人課税信託に該当するものをいう。以下この条において同じ。）のうち第一号に  
掲げる要件を満たすものの収益の分配の額として政令で定める金額（以下この条  
において「収益の分配の額」という。）で当該特定投資信託に係る受託法人（法  
人税法第四条の七に規定する受託法人（第二条の二第三項において準用する同法  
第四条の七第一号の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに  
限る。）をいう。次項から第四項までにおいて同じ。）の第二号に掲げる要件を  
満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に  
算入する。ただし、その収益の分配の額が当該事業年度の所得の金額として政令  
で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定  
める金額を限度とする。

一 次に掲げるすべての要件

イ 投資信託法第四条第一項又は第四十九条第一項の規定による届出が行われ  
ていること。

ロ その受託者（投資信託法第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託に  
あつては、委託者。ハにおいて同じ。）による受益権の募集が同条第九項に  
規定する適格機関投資家私募により行われるものとして政令で定めるものに  
該当するものであること。

ハ その受託者による受益権の募集が主として国内において行われるものとし  
て政令で定めるものに該当するものであること。

二 省 略

二 次に掲げるすべての要件

13 前二項に定めるもののほか、第一項から第十項までの規定の適用その他特定目  
的の信託に係る法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定め  
る。

（特定投資信託に係る課税の特例）

第六十八条の三の四 特定投資信託（法人税法第二十九条の三イに掲げる信  
託をいう。以下この条において同じ。）のうち第一号に掲げる要件を満たすもの  
の収益の分配の額として政令で定める金額（以下この項及び第十項において「収  
益の分配の額」という。）で第二号に掲げる要件を満たす計算期間（同法第十五  
条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この条において同  
じ。）に係るものは、当該計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入する  
。ただし、その収益の分配の額が当該計算期間の所得の金額として政令で定める  
金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額  
を限度とする。

一 同 上

イ 投資信託及び投資法人に関する法律（以下この号において「投資信託法」  
という。）第二十六条第一項又は第四十九条の四第一項の規定による届出が  
行われているものであること。

ロ その受益証券の発行に係る募集が投資信託法第二条第十四項に規定する適  
格機関投資家私募により行われるものとして政令で定めるものに該当するも  
のであること。

ハ その受益証券の発行に係る募集が主として国内において行われるものとし  
て政令で定めるものに該当するものであること。

二 同 上

二 同 上

イ 当該事業年度終了の時に、法人税法第二十条に規定する同族会社に該当しないこと。

ロ 当該事業年度に係る収益の分配の額に占める割合として政令で定める割合が百分の九十を超えていること。

ハ 省 略

2 特定投資信託に係る受託法人に対する法人税法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「内国法人が受ける」とあるのは、「内国法人（租税特別措置法第六十八条の三の三第一項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託（同項第一号ロ又はハに掲げる要件を満たすものに限る。）に係る）（受託法人等）に関するこの法律の適用）」に規定する受託法人を除く。」とする。

3 特定投資信託に係る受託法人に対する法人税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「所得の金額」とあるのは、「所得の金額（租税特別措置法第六十八条の三の三第一項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）の規定の適用を受ける同項に規定する特定投資信託に係る）（受託法人等）に関するこの法律の適用）」に規定する受託法人（第八項において「特定投資信託に係る受託法人」という。）にあつては、同法第六十八条の三の三第一項の規定を適用しないで計算した所得の金額」と、同条第八項中「内国法人が外国子会社」とあるのは、「内国法人（特定投資信託に係る受託法人を除く。以下この項及び第十一項において同じ。）が外国子会社」とする。

4 特定投資信託に係る受託法人に対する第六十二条の三第三項の規定の適用については、同項中「該当するもの」とあるのは、「該当するもの及び第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人が行う譲渡で同項第二号（ロを除く。）に掲げる要件を満たす事業年度において行うもの」とする。

5 法人が受ける特定投資信託（第一項第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすものに限る。）の収益の分配の額に係る法人税法第二十三条及び第九十三条の規定の適用については、同法第二十三条第一項中「掲げるもの」とあるのは、「掲げるもの及び租税特別措置法第六十八条の三の三第五項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託の同条第一項に規定する収益の分配の額」と、同法第九十三条第二項第二号中「該当するもの」とあるのは、「該当するもの及び租税特別措置法第六十八条の三の三第五項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託の同条第一項に規定する収益の分配の額

イ 当該計算期間終了の時に、同族特定信託に該当しないこと。

ロ 当該計算期間に係る収益の分配の額に占める割合として政令で定める割合が百分の九十を超えていること。

ハ 同 上

2 特定投資信託（前項第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすものに限る。）の信託財産に帰せられる法人税法第二十三条第一項に規定する配当等の額に係る同法第八十二条の三及び第四百四十五条の三の規定の適用については、同法第八十二条の三第一項及び第四百四十五条の三第一項中「第四十二条」とあるのは、「第二十三条（受取配当等の益金不算入）、第四十二条」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第八十二条の七（同法第四百四十五条の七において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第八十二条の七第一項中「所得の金額」とあるのは、「所得の金額（租税特別措置法第六十八条の三の四第一項（特定投資信託に係る課税の特例）の規定の適用がある同項に規定する特定投資信託にあつては、同項の規定を適用しないで計算した所得の金額）」とする。

4 第六十一条の四の規定は、特定投資信託の信託財産から支出する同条第三項に規定する交際費等について準用する。この場合において、同条第一項中「各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）」とあるのは、「各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。）」と、「交際費等の額（当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額）が一億円以下である法人については、当該交際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額（「とあるのは「交際費等の額」と、当該事業年度」とあるのは、「当該計算期間」と読み替えるものとする。）」

5 特定投資信託の受託者である法人が当該特定投資信託の信託財産につき第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等（同号イに規定する土地等の譲渡のうち第一項第二号（同号ロを除く。）に掲げる要件を満たす計算期間において行うものを除く。）をした場合には、当該法人に対して課する特定投資信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、法人税法第八十二条の四及び第四百四十五条の四その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（第七項の規定の適用があるものを除く。）に係る第六十二条の三第二項第二号に規定する譲渡利益金額の合計額に百分の

とする。

- 6| 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の法人税法第二  
条第三十一号に規定する確定申告書（次項において「確定申告書」という。）に  
、第一項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載  
及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、  
同項第一号ロ及びハに掲げる要件を満たしていることを明らかにする書類を保存  
している場合限り、適用する。
- 7| 省 略
- 8| 第一項、第二項、第四項及び前二項の規定は、特定投資信託に係る法人税法第  
四條の七に規定する受託法人（第二條の二第三項において準用する同法第四條の  
七第二号の規定により外国法人としてこの法律の規定を適用するもので、法人税  
法第四百四十一條第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当するものに限る。

- 五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 6| 第六十二條の三第三項から第十三項までの規定は、前項の規定を適用する場合  
について準用する。この場合において、これらの規定の技術的読替えその他同項  
の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
- 7| 特定投資信託の受託者である法人が当該特定投資信託の信託財産につき第六十  
三條第二項第一号に規定する短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該  
法人に対して課する特定投資信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、法  
人税法第八十二條の四及び第四百四十五條の四その他法人税に關する法令の規定に  
かかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該短期所有に係る土  
地の譲渡等に係る同項第二号に規定する譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合  
を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 8| 第六十三條第三項から第七項までの規定は、前項の規定を適用する場合につい  
て準用する。この場合において、これらの規定の技術的読替えその他同項の規定  
の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
- 9| 法人税法第八十二條の十五第一項（同法第四百四十五條の八において準用する場  
合を含む。）の規定は、特定投資信託の平成二十年三月三十一日までに終了する  
各計算期間において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、特定投資  
信託の契約の終了の日又は特定投資信託に該当しないこととなつた日を含む計算  
期間の欠損金額については、この限りでない。
- 10| 法人が受ける特定投資信託（第一項第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすもの  
に限る。）の収益の分配の額は、法人税法第二十三條第一項及び第九十三條第二  
項第二号に規定する配当等の額に該当しないものとみなす。
- 11| 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする計算期間の法人税法第二  
条第三十二号に規定する特定信託確定申告書（次項において「確定申告書」とい  
う。）に、第一項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申  
告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付があり  
、かつ、同項第一号ロ及びハに掲げる要件を満たしていることを明らかにする書  
類を保存している場合限り、適用する。
- 12| 同 上

〔が、同法第四百二十二条の規定により同法第四百四十一条に規定する国内源泉所得に係る所得につき同法の規定に準じて計算する場合について準用する。この場合において、第一項中「当該特定投資信託」とあるのは「のうち国内において行う事業に係るもので当該特定投資信託」と、第二項中「法人税法第二十三条第一項」とあるのは「法人税法第四百二十二条の規定により同法第二十三条第一項の規定に準じて計算する場合における同項」と読み替えるものとする。〕

9 内国法人が受ける前項において準用する第一項の特定投資信託（同項第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすものに限る。）の収益の分配の額（以下この項及び次項において「外国特定投資信託の収益分配の額」という。）は法人税法第六十九條第八項に規定する配当等の額に該当しないものとみなし、同項に規定する外国子会社が受ける外国特定投資信託の収益分配の額は同法第十一項に規定する外国孫会社からの配当等の額に該当しないものとみなす。

10 外国法人が受ける外国特定投資信託の収益分配の額（法人税法第四百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人が受けるもの（同法第二号又は第三号に掲げる外国法人が受けるものにあつては、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられるものに限る。）については、同法第三百三十八條第五号イに規定する内国法人から受ける剰余金の配当の額とみなして、同法その他法人税に關する法令の規定（法人税法第四百二十二條の規定により同法第二十三條第一項の規定に準じて計算する場合における同項の規定を除く。）を適用する。）

11 第六項及び第七項に定めるもののほか、第一項から第五項まで及び前三項の規定の適用その他特定投資信託に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人の事業年度の所得に対する法人税に關する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

〔株式等を分割法人と分割法人の株主等とに交付する分割の特例〕

第六十八條の三の四 分割法人が分割により交付を受ける分割承継法人の株式その他の資産の一部のみを当該分割法人の株主等（法人税法第二條第十四号に規定する株主等をいう。）に交付をする分割が行われたときは、分割型分割と分社型分割の双方が行われたものとみなして、この章の規定（政令で定める規定を除く。）を適用する。

2 前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

13 前二項に定めるもののほか、第一項から第十項までの規定の適用その他特定投資信託に係る法人税に關する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

〔特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例〕

第六十八条の三の五 特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者である法人が、当該特定信託の信託財産につき、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）の施行の日以後に開始する当該特定信託の各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）において、当該特定信託に係る国外関連者（外国法人で、当該法人が当該特定信託の信託財産として当該外国法人の発行済株式又は出資（当該外国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係（次項及び第五項において「特殊の関係」という。）のあるものをいう。以下この条において同じ。）との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行った場合に、当該取引（当該国外関連者が法人税法第四百一条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ、当該国外関連者のこれらの号に掲げる国内源泉所得に係る取引のうち政令で定めるものを除く。以下この条において「国外関連取引」という。）につき、当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、当該特定信託の当該計算期間の所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。

2 前項に規定する独立企業間価格とは、国外関連取引が次の各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める方法により算定した金額をいう。

一 棚卸資産の販売又は購入 次に掲げる方法（二に掲げる方法は、イからハマまでに掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）

イ 独立価格比準法（特殊の関係にない売手と買手が、国外関連取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該国外関連取引と取引段階、取引数量その他が同様の状況の下で売買した取引の対価の額（当該同種の棚卸資産を当該国外関連取引と取引段階、取引数量その他に差異のある状況の下で売買した取引がある場合において、その差異により生じる対価の額の差を調整できるときは、その調整を行った後の対価の額を含む。）に相当する金額をもって当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。）

ロ 再販売価格基準法（国外関連取引に係る棚卸資産の買手が特殊の関係にない者に対して当該棚卸資産を販売した対価の額（以下この項において「再販